

記者発表（記者発表・資料配付）			
発表年月日	令和5年4月27日（木）	担当地方機関	丹波県民局 県民交流室
電話番号・内線	0795-72-0500（内線291） 0795-73-3788（直通）	担当課	産業振興課
発表者	副局長兼県民交流室長 柳瀬 長明	事務担当者	班長（大丹波連携・ツーリズム担当） 風間 康彦
同時発表先	☒ ・有		

四季の丹波「コト体験」コンテンツ・ブラッシュアップ等支援事業 実施者募集について

旅行ニーズの「モノ消費」から「コト消費」への移行や、マイクロツーリズムやインバウンド需要等を見据え、中小企業者等が実施する丹波地域の資源を活用した「コト体験」コンテンツのブラッシュアップ等を支援することにより、四季を通じて更なる誘客を図ります。

1 対象事業

以下の全ての要件に該当する事業であること

- (1) 丹波地域への観光誘客促進やインバウンド需要に向けて、補助対象者が新たに取組む、地域資源を活用した「コト体験」（体験型プログラム）に係る以下に掲げる事業（既存の取組、新規でも単なるイベント実施や情報発信等に係るものは除く。）
 - ① 新たなコンテンツの開発
 - ② 既存コンテンツの規模・内容の拡充、品質の向上・改善
 - ③ 外国語対応を行うコト体験コンテンツ
 - (2) 体験することを通して販売促進に資するプログラムとするなど、一定程度地域内消費に繋がる事業
 - (3) 事業終了後も不特定多数が利用可能で、翌年度以降3年以上継続が見込まれる事業
- ※ 上記の要件を全て満たすフィールドパビリオンコンテンツ事業も対象です。

2 支援内容

(1) 補助対象者

丹波地域に本店又は活動拠点を有し、体験事業を営む中小企業、中小企業団体（事業協同組合等）、小規模事業者、複数の中小企業者等で構成する実行委員会、個人事業主等（地域団体や農業従事者等を含む）。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- ① 政治、宗教、選挙活動又はこれらの団体の宣伝活動を行う者
- ② 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を行う者
- ③ その他事業の趣旨に適合しないと認められる者

(2) 補助金額

1 補助事業者あたり補助対象経費の1/2以内で20万円を上限(千円未満切捨)

(3) 補助対象経費

謝金・旅費、印刷費、需用費、役務費、宣伝費、委託料、使用料、備品購入費、工事費 等

※食糧費、領収書がない等用途が不明な経費、恒常的な運営経費等は補助対象外とします。詳細は、「四季の丹波『コト体験』コンテンツ・ブラッシュアップ等

支援事業応募要領」をご確認いただくとともに、下記へお問い合わせください。

3 補助事業の募集受付期間

令和5年4月20日（木）～6月30日（金）

4 補助金の交付決定

県民局が設置する審査会において、事業の内容や効果等を審査のうえ採択事業を決定し、7月中に通知及び交付決定の手続を行います。

5 申請方法等

募集についての詳細や申請書類については、同応募要領をご覧ください。

なお、「丹波県民局ホームページ」から応募要領、申請書類をダウンロードできます。

URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/tnk11/05kototaiken.html>

6 お問い合わせ・提出先

兵庫県丹波県民局県民交流室産業振興課

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原688

TEL：0795-73-3788 FAX：0795-72-3077

E-mail： tambakem@pref.hyogo.lg.jp

（受付時間9：00～17：30、土日祝を除く）